

★介護職員初任者研修修了後、介護事業所で働く方を支援します★

東三河広域連合 介護従事者就労支援補助金



補助の 対象

以下のすべての要件を満たす方

- 過去に介護職員初任者研修受講支援補助金の交付を受けていること
- 介護職員初任者研修修了の日から1年以内に、東三河8市町村内に所在する指定介護サービス事業所へ新たに就職し、同一事業所で1年以上勤務していること(就職して1年が経過した日から1年以内であること)
- 市町村税(市町村民税、固定資産税、軽自動車税)の滞納がないこと

補助の 金額

20,000円



申請 方法

申請書に下記の書類を添えて、東三河8市町村介護保険担当窓口もしくは東三河広域連合介護保険課窓口へ

- ①就労証明書(下記東三河広域連合HPから様式をダウンロードできます。)
 - ②市町村税の滞納がないことを確認できる証明書(お住まいの市町村により、「滞納のない証明」「未納のない証明」など証明書の名称が異なります。)
- ※全て原本をお持ちください。

～お問い合わせ先～

東三河広域連合 介護保険課 地域包括ケアグループ
豊橋市八町通二丁目16番地 豊橋市職員会館5階
TEL:0532-26-8472・8473

申請様式等のダウンロードはこちら(東三河広域連合HP)
☞ <https://www.east-mikawa.jp/inner.php?id=256>

